

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和4年9月13日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
	○			仁保上郷	無	令和2年度～令和6年度	仁保上郷集落協定
	○			仁保下郷	無	令和2年度～令和6年度	丸山集落協定
	○			上小鯖	無	令和2年度～令和6年度	小鯖4区集落協定
	○			下小鯖	無	令和2年度～令和6年度	小鯖16区集落協定
	○			徳地引谷	無	令和2年度～令和6年度	戸祢集落協定
	○			阿東篠目	無	令和2年度～令和6年度	細野集落協定
	○			阿東篠目	無	令和2年度～令和6年度	上中郷集落協定
	○			阿東篠目	無	令和2年度～令和6年度	見附集落協定
	○			阿東篠目	無	令和2年度～令和6年度	文珠集落協定
	○			阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜	無	令和2年度～令和6年度	生雲地区集落協定
	○			阿東地福上	無	令和2年度～令和6年度	地福2・3区集落協定
	○			阿東生雲東分、阿東地福下	無	令和2年度～令和6年度	鷹の巣・向原集落協定
	○			阿東地福下	無	令和2年度～令和6年度	荒瀬集落協定
	○			阿東徳佐上	無	令和2年度～令和6年度	新田亀山集落協定
	○			阿東徳佐上	無	令和2年度～令和6年度	下半久集落協定
	○			阿東徳佐上、阿東徳佐中	無	令和2年度～令和6年度	領家・水戸集落協定
	○			阿東徳佐中	無	令和2年度～令和6年度	東畑集落協定

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
	○			阿東徳佐中	無	令和2年度～令和6年度	小南集落協定
	○			阿東徳佐中	無	令和2年度～令和6年度	宇津根・丸山集落協定
	○			阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	台・西目谷集落協定
	○			阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	神角集落協定
	○			阿東嘉年上、阿東嘉年下	無	令和2年度～令和6年度	嘉年地区集落協定
	○			阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	中山個別協定
	○			阿東地福上	無	令和2年度～令和6年度	野田個別協定
	○			阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	岡崎個別協定
	○			鑄銭司	無	令和2年度～令和6年度	すぜんじ北部の郷個別協定